

保育所に通うお子さまがいる保育士の皆様へ

## 未就学児をもつ保育士の子どもの預かり支援事業 利用料金の一部貸付のご案内

保育士の方が、早朝勤務や遅番など勤務の都合により、ファミリーサポートセンター等の子どもの預かり支援サービスを利用する際の利用料金について貸付を行います。

貸付後、**継続して2年間保育所等で勤務された場合は、返還を免除します。**

### 対象者

未就学児をもつ保育所等を利用している保育士の方で、勤務の時間帯の都合(早番、遅番など)により、子どもの預かり支援サービスを利用する方。

【例】日中は保育所等を利用しているが、早番の日は早朝にファミリーサポートセンターに子どもを預けてから出勤している方

### 貸付金額

利用料金等の半額(年額123,000円以内)  
最大2年間貸付、無利子

**ポイント** 保育士として2年間引き続き勤務された場合は**貸付金の全額を免除**します。

### 貸付予定人数

5名程度

### よくある質問

Q: サービスを利用するための入会金は対象になりますか？

A: 入会金も対象になります。

Q: 早番と遅番があり、それぞれの際に別々のサービスを利用しています。どちらも貸付の対象となりますか？

A: 両方のサービスとも対象となります。  
ただし、その場合でも貸付金額は、年額123千円以内となります。

### 応募方法・提出書類

以下の必要書類をご準備の上、勤務先の保育所等を経由して提出先までご提出ください。

- ①借入申込書(様式第14号)
- ②様式第12号
- ③保育士登録証の写し
- ④保育所等に勤務していることがわかる書類
- ⑤勤務の時間帯が分かる書類
- ⑥子どもが保育所等に入所していることがわかる書類
- ⑦子どもの預かり支援事業の開所時間、料金が分かる書類
- ⑧借入申込者の住民票

Q: 就職準備金や保育料の貸付など、他の貸付とあわせて貸付を受けることは可能ですか？

A: 他の貸付事業との併給は可能です。  
それぞれの募集要項によりお申し込みください。

Q: 施設までの交通費など、利用料以外の費用は対象になりますか？

A: 貸付の対象となるのは利用料や入会金など直接サービスの利用に関わる費用のみです。  
交通費などは対象にはなりません。

☞ 申請様式や要件の詳細については、募集要項をご覧ください(ホームページに掲載)

### お問合せ・申請書提出先

島根県社会福祉協議会 生活支援部 福祉資金係  
〒690-0011 松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根5F  
TEL:0852-32-5953 FAX:0852-21-0798

申請書・募集要項掲載ページ <https://www.fukushi-shimane.or.jp/>

島根県社会福祉協議会

検索